

市町村職員自主研究グループ支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 公益財団法人宮崎縣市町村振興協会(以下「協会」という。)は、職員相互の啓発意欲の高揚、職員の政策形成能力の向上等を促進するため、市町村職員等で組織する自主研究グループが行う活動に要する経費に対して、助成するものとする。

(自主研究グループの要件等)

第2条 助成対象は、協会が主催する次世代職員の政策形成研修を受講する自主研究グループ又は県内の市町村職員等で組織する自主研究グループとする。

2 前条の自主研究グループ(以下「グループ」という。)の要件は、次のとおりとする。

(1) 職員が、自主的に又は市町村の意向により組織し、運営するものであること。

(2) 1グループ概ね4名以上で構成するものであること。

(3) 構成員たる職員の数を上回らなければ、国、県の職員を構成員とすることができる。

(4) 構成員は、異なる市町村の職員で構成しても構わない。

(5) 過去に本事業の実績があるグループは助成対象としない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

ア 新たな研究テーマを設定し、過去の助成事業とは明確に異なる内容である場合

イ 過去の助成事業の研究テーマを発展させ、又は深化させ、具体的な政策提言等の新たな成果が期待できる場合

ウ 構成員の過半数以上が入れ替わっており、新規グループと認められる場合

(助成対象)

第3条 助成対象は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 市町村等の活性化に資する新たな施策、事業に関すること。

(2) 市町村等の行財政運営の改革・改善に関すること。

(3) その他行政の推進に関して参考となること。

2 理事長は、特定のテーマを設定することができる。

(助成額)

第4条 助成金の額は、予算の範囲内において、前条に規定する助成対象事業に要する額とする。

(助成対象経費等)

第5条 助成金の対象となる経費及び対象外となる経費の区分は、別表に定めるところによる。

(支援の申請)

第6条 支援を受けようとするグループは、別に定める期日までに、自主研究グループ支援事業実施計画書(様式第1号)を理事長に提出するものとする。

(支援の決定及び通知)

第7条 理事長は、実施計画書の提出があったときは、別に定める「市町村振興事業推進委員会」において、書類審査及びプレゼンテーションにより、実施計画の内容を審査し、その結果に基づき支援の適否を決定する。

2 理事長は、実施計画の審査結果について、自主研究グループ支援事業審査結果通知書

(様式第2号)により、当該グループに内示するものとする。

(助成金交付申請)

第8条 助成金の交付の申請をしようとする者は、助成金交付申請書(様式第3号)に事業実施計画書(様式第4号)を添えて、理事長に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

(助成金交付決定及び通知)

第9条 理事長は、助成金の交付申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査により、助成金を交付すべきと認めたときは、速やかに助成金交付決定通知書(様式第5号)によりその旨を通知しなければならない。

2 理事長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(実施調査等)

第10条 理事長は、必要があると認めるときは、助成対象となるグループに対し、助成事業の実施状況、助成金の使途、その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(助成金の交付方法)

第11条 助成金は、助成金請求書(様式第6号)に基づき概算払いにより交付する。

(申請の取下げ、事業の中止等)

第12条 交付決定を受けたグループが、支援の申請を取下げの場合や、活動を中止しようとする場合は、速やかに取下げ等の承認申請書(様式第7号)を理事長に提出し、その承認(様式第8号)を受けなければならない。

2 理事長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、速やかに助成金の取り扱いを決定するものとする。

(事業の変更)

第13条 交付決定を受けたグループが、第8条に掲げる申請内容の変更をしようとする場合には、あらかじめ事業変更承認申請書(様式第9号)を理事長に提出し、その承認(様式第10号)を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 前項ただし書きの軽微な変更とは、助成金の増加を伴わないもので、次に掲げるものをいう。

(1) 交付決定を受けた助成金の額の30%未満の減額を伴う変更

(2) 総事業費の30%以内の増減を伴う変更

(3) 助成事業の目的を損なわない事業計画の細部の変更

(事故報告)

第14条 交付決定を受けたグループは、支援事業の遂行が困難になった場合は、速やかに事故報告書(様式第11号)を理事長に提出し、その指示を受けるものとする。

(研究活動の支援の期間)

第15条 研究活動の支援の期間は、原則として交付決定のあった日から、当該年度の12月末日までとする。ただし、災害、感染症拡大等の不可抗力により活動に支障がある場合には、この限りでない。

(実績報告)

第 16 条 交付決定を受けたグループは、支援事業が完了した場合は、完了した日から起算して 30 日以内に、自主研究グループ活動成果報告書（様式第 12 号）を理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第 17 条 前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、助成金の額を確定し、助成金確定通知書（様式第 13 号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第 18 条 理事長は、助成金の額が確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、助成金返還請求書（様式第 14 号）をもって、助成金を交付したグループに対して余剰金の返還を求めるものとする。

2 前項の規定は、第 12 条第 2 項の規定による助成金の返還を決定した場合について準用する。

3 助成金の返還請求を受けたグループは、当該返還請求額を理事長が指定する期日までに返還しなければならない。この場合、返還に係る払込手数料その他の経費は、返還請求を受けたグループの負担とするものとする。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 7 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 2 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

経費区分	対象経費	対象外経費
人件費	—	・グループの構成員に対する人件費 (報酬、給与又は手当等の名称を問わない。)及び雇入れに要する費用
報償費	・講師又はアドバイザーに対する謝礼金及び旅費交通費。 ※ 研究活動に要する経費の合計額の2分の1以内の額とする。	・賞品、景品、記念品、参加賞及び土産代 ・グループの構成員に対する謝礼金
旅費	・現地調査、現地活動又は視察研修に要する旅費交通費(交通費及び宿泊費並びに有料道路通行料、駐車場使用料、車両借り上げ料及び燃料代を含む。) ※ 研究活動に要する経費の合計額の2分の1以内の額とする。	・講師又はアドバイザーに対する旅費 ・宿泊手当 ・国外旅費
需用費		
消耗品費	・文具、事務用品、資料作成のためのコピー用紙等の消耗品費 ・図書の購入費。 ※ 週刊、月刊、年刊の図書を除く。	・助成対象事業以外において使用する消耗品費
食糧費	・講師等又はアドバイザーの水分補給に必要な飲み物代	・飲食費(食事、弁当、茶菓子代など)
印刷製本費	・チラシ・ポスター又は会議資料等の印刷費	・助成対象事業以外において使用する印刷製本費
役務費		
通信運搬費	・切手等の郵便料等	・助成対象事業以外において使用する通信運搬費
手数料	・振込手数料又は送金手数料	・助成金の減額、取消し又は精算に伴い発生する振込手数料又は送金手数料、その他これらに類する費用
使用料及び賃借料	・会場使用料及び研究対象を体験的に学習する場合に係る有料の施設利用等及び機器等の借上料	・助成対象事業以外においてかかる使用料及び借上料
備品、その他動産、不動産の購入費	—	・備品、その他動産、不動産の購入費
その他の経費	・その他研究活動を行う上で理事長が必要と認める経費	・前払費用(交付決定前の支払) ・用途が特定されない予備的経費 ・その他、本支援事業の趣旨に反するもの

備考 報償費及び旅費の算出については、自主研究グループの構成員の所属する市町村等の規定を適用するものとする。